



長野県報

12月23日(月)
令和元年
(2019年)
第67号

目次

規則

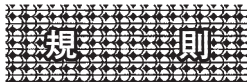
長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課)	1
----------------------------------	---

告示

土地収用法に基づく事業の認定(総合政策課)	1
保安林予定森林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課)	2
公共測量の実施(建設政策課)	3
公共測量の終了(建設政策課)	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	3

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(5件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室)	4
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(2件)(農地整備課)	9
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課)	9
建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し(建築住宅課)	9
地方自治法に基づく監査結果に関する報告(監査委員事務局)	10



規則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年12月23日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第35号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第120条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に改める。

第121条第1項中「情報通信技術利用法第3条第1項」を「情報通信技術活用法第6条第1項」に改める。

第122条第3項中「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

税務課



告示

長野県告示第369号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和元年12月23日

長野県知事 阿部守一

1 起業者の名称

長野市

2 事業の種類

中条総合市民センター建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野県長野市中条字古屋、字番場地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

中条総合市民センター建設事業(以下「本件事業」という。)

は、法第3条第22号に掲げる社会教育法による公民館及び博物館、第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎及び第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当することから、法第20条第1号の要件を充足すると

判断される。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

起業者である長野市は、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

長野市中条地区は平成22年1月1日長野市へ編入し、人口1,749人、831世帯（平成31年4月1日現在）の中山間地区である。

中条地区に設置されている長野市中条支所（以下「支所」という。）、長野市中条会館（以下「会館」という。）、長野市中条公民館（以下「公民館」という。）及び中条歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）の4施設は、住民福祉の増進を目的として長野市（旧中条村）が設置し、地域の拠点として住民に長年利用されている。

しかしながら、これらの施設は昭和40年代から50年代にかけて多くの公共施設を整備した時期に建設されたものであり、建設から約40年程度が経過し一斉に老朽化している状況である。

また、4つの施設すべてが1981年（昭和56年）以前の旧耐震基準で建築された施設であり、地域住民が安全安心して利用できる拠点としての機能が確保できないおそれがある。

このような状況を踏まえ、地域住民の安全安心の確保及び健全な行政運営を行っていくためにも、将来にわたり公共施設を最適に維持管理していく取組が必要不可欠である。また、長野市では平成28年に「長野市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の総量を今後20年間で20%縮減していく方針である。

以上の状況から、施設を複合化した総合市民センターを早期に整備することが重要かつ緊急の課題となっており、中条地区の拠点である支所、会館、公民館及び資料館の4施設について、複合施設「中条総合市民センター」として整備することとした。

本施設の完成により行政サービスや生涯学習の拠点、地域づくりや防災拠点等の様々な地域拠点が1カ所に集約され、利便性の向上や住民福祉の向上が図られる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）は、周辺の埋蔵文化財包蔵地である「中条中学校遺跡」の範囲内にあり、事業の実施に伴い長野市教育委員会との協議により保護措置（試掘調査）に応じて保護を図ることとする。

また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、選定された2つの候補地について、下記の点について比較し、検討した。

(1) 地域住民の利便性が高く交通条件の良い場所であること。

(2) 防災拠点となる施設のため、安全性が確保されている場所であること。

(3) 市民への財政負担が最小限となる場所であること。

以上の事項を踏まえ、候補地を総合的に比較検討した結果、申請案が最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

前記(3)のアのとおり、支所、会館、公民館及び資料館の4施設は、1981年（昭和56年）以前の旧耐震基準で建築された施設であり、地域住民が安全安心して利用できる拠点としての機能が確保できないおそれがあり、建設から約40年程度が経過し一斉に老朽化している状況である。その解消が喫緊の課題であることから、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

長野市役所地域・市民生活部地域活動支援課

総合政策課

長野県告示第370号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年12月23日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市信州新町山穂刈字栗屋4018の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第371号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年12月23日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所
小諸市大字菱平字上菱野入1585の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小諸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第372号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年12月23日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所
塩尻市大字宗賀字本山5382
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第373号

池田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年12月23日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類
基準点測量、確定測量
- 作業期間
令和元年12月5日から令和2年2月10日まで
- 作業地域
北安曇郡池田町

建設政策課

長野県告示第374号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和元年12月23日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類
公共測量（空中写真撮影）
- 作業期間
平成31年4月22日から令和元年11月30日まで
- 作業地域
松本市（山岳地を除く）

建設政策課

長野県木曽建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年1月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年12月23日

長野県木曽建設事務所長 米倉剛

- 路線名
御岳王滝黒沢線
- 供用を開始する区間
木曽郡王滝村2774番の4地先から
木曽郡王滝村2761番の1地先まで
- 供用を開始する期日
令和元年12月23日

道路管理課